

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

鳩山町地域包括支援センター

(令和7年1月)

この指針は、鳩山町地域包括支援センター（以下、「当事業所」という。）において感染症が発生し、又はまん延しないよう防止することを目的とする。

## 1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

当事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、利用者等の安全を確保するために必要な対策を実施する。

## 2 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、当事業所では鳩山町新型インフルエンザ等対策行動計画等に則り利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、速やかに次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 指定権者（鳩山町長寿福祉課 介護保険担当）への報告
- (5) 保健所及び医療機関等との連携

## 3 感染症対策委員会の設置

当事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- (1) 当事業所における委員会の運営責任者は管理者とし当該者を以て「専任の感染症対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。
- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 委員会は定期的かつ必要な場合に担当者が招集する。
- (4) 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針等の整備・更新
- ウ 感染症発生時の策定及び実施
- エ 研修・教育計画の策定及び実施
- オ 感染症対策実施状況の把握及び評価

## 4 職員に対する研修の実施

当事業所は勤務する職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や

啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」及び「訓練」を次のとおり実施する。

(1) 新規職員等に対する研修

新規職員等に感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修及び各種研修会等への参加

感染対策に関する定期的な研修を実施する。また、感染症対応等に関する研修会へ積極的に参加する。

(3) 事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を定期的実施する。

5 指針の閲覧

本指針は、求めに応じて事業所内で閲覧できるようにする。

6 その他

本指針の変更等については、感染症対策委員会の決議により行う。

附 則

本指針は、令和7年1月1日から施行する。